

令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務  
 公募型プロポーザル企画提案書作成要領

1 提出書類

令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務公募型プロポーザル募集要領を熟読の上、次の書類を提出すること。

提出書類の名称	様式	規格、枚数制限及び提出部数
企画提案書	様式6	A4縦、正本1部・副本8部
企画提案書内訳書	様式6別紙1	A4縦、正本1部・副本8部
仕様書に定める業務の提案内容を示す資料	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ A4縦で全20ページ以内。既存の法人概要等を添付する場合は、20ページ以内に含めること。両面印刷可とする。</li> <li>・ 資料はクリップでまとめること</li> <li>・ 審査委員会（プレゼンテーション）で使用する投影資料と同一のもの。</li> </ul>
法人概要書・類似事業の実績	様式自由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正本1部・副本8部</li> </ul>
経費見積書	様式自由	
事業実施スケジュール	様式自由	
事業実施体制表	様式自由	
トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん、えるぼし、プラチナえるぼしの認定	「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」の写し	正本1部・副本8部 ※該当する場合のみ
障害者雇用	(1) 法定雇用率制度の適用がある場合、直近の障害者雇用状況報告書の写し（公共職業安定所の受付印のあるもの） (2) 法定雇用率制度の適用がない場合、障害者雇用誓約書（様式7）	

## 2 提出方法

持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る。）すること。

## 3 提出期限

令和8年4月3日（金）17時必着

※期限までに必要書類が全て揃っていない場合は、受付することができないので注意すること。

## 4 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1-7-52 高知県庁西庁舎2階

高知県教育委員会事務局幼保支援課

担当：細川、白川 TEL:088-821-4910

## 5 受理の通知

提出書類が期限までに到着し受付が完了したときは、提出者に対して受理したことを電子メールで通知する。

## 6 委託業務のポイント

### (1) 事業の目的

本事業は、多様な保育や子育て支援分野に関して必要となる知識や技能等を修得するための全国共通の子育て支援員等研修を実施し、子育て支援の担い手となる子育て支援員等の養成及び質の確保を図ることを目的とする。

### (2) 事業の内容

別途定める「令和8年度高知県子育て支援員等研修委託業務仕様書」による。

### (3) 提案を求めるポイント

ア 本業務を遂行する上で重要と考える部分と自社の強みが合致している部分

イ 個人情報保護の取組等、事業の適切な管理運営体制

ウ 集合研修当日の運営体制

エ 講師の選定基準等

オ Web研修で配信する動画のイメージ（動画のサンプルを見せてください）

カ Web研修を実施する際、受講者が離席等せずに参加していることを確認する手段

キ 受講者数の増加策

ク その他事業効果を高める提案

#### (4) 提案書に記載する内容

- ア 本業務を遂行する上で重要と考える部分と自社の強みが合致している部分
- イ 受講者の個人情報の保護及び受講状況の管理体制
- ウ 受講者からの問い合わせに応じるための体制
- エ 受講者を広く募るための方策
- オ 集合研修当日の運営体制
- カ レポートの不備に対するフォローアップ体制
- キ 講師の選定基準等
- ク Web 研修で配信する動画や専用サイトについて
- ケ Web 研修を実施する際、受講者が離席等せずに参加していることを確認する手段
- コ Web 研修の受講が困難な受講者へのフォローアップ体制
- サ 法人概要書・類似事業の実績  
企画提案者の法人概要及び類似事業の実績を記載すること。
- シ 経費見積書  
「(2) 事業の内容」に記載された委託業務を実施するために必要な全ての費用を見積もること。
- ス 事業実施スケジュール  
事業実施のスケジュールを作成すること。
- セ 事業実施体制表  
当業務を実施する体制表を作成すること。  
受講者の管理体制、集合研修の運営体制、Web 研修の動画制作体制について記載すること。

#### 7 企画提案にあたっての留意事項

- (1) 企画提案書は1参加者1提案までとする。
- (2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めない。
- (3) 企画提案書が次の各号に該当した場合、無効となる場合がある。
  - ア 虚偽の内容が記載されているもの
  - イ 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの
- (4) 本業務の契約及び事業執行にあたっては、委託者と受託者が協議のうえ、プロポーザルで提案された内容等を変更することがある。